

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月2日

【報告者の名称】 株式会社豊田自動織機

【報告者の所在地】 愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内2丁目4番1号
丸の内ビルディング29階
株式会社豊田自動織機 東京支社

【電話番号】 東京(03)5293-2500

【事務連絡者氏名】 経理部長 玉木 康一

【縦覧に供する場所】 株式会社豊田自動織機
(愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社豊田自動織機をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、トヨタアセット準備株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注8) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書中に含まれる財務情報は、国際会計基準(IFRS)に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注9) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。以下同じで

す。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に達成されることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

(注11) 公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e-5(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。

(注12) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年1月15日付で提出した意見表明報告書（2026年2月12日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

() 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本取引は、本公開買付け、(ア)本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資(トヨタ不動産)及び本優先株式出資並びに本普通株式出資(公開買付者親会社(1回目))、(イ)本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏(以下「豊田氏」といいます。)を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(豊田氏)」)といいます。)(注14)及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(公開買付者親会社(2回目))」)といいます。)、本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした()トヨタ自動車による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)」)といいます。)、()デンソーによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(デンソー)」)といいます。)、()豊田通商による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(豊田通商)」)といいます。)及び()アイシンによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(アイシン)」)といいます。)(以下、()~()を総称して「本自己株式公開買付け」といい、()、()及び()を総称して「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商、アイシン)」)といいます。)並びに当社による本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商、アイシン)への応募、本公開買付けにより、本公開買付け対象株式の全てを取得できなかった場合に当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合(以下「本株式併合」といい、本株式併合により当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。)、本スクイーズアウト手続の完了を条件として当社によって実施されるトヨタ自動車所有当社株式の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)、本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け(デンソー)及び当社による本自己株式公開買付け(デンソー)への応募からそれぞれ構成されるこのことです。なお、本株式併合の詳細については、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

<中略>

()本自己株式公開買付け(アイシン)

アイシンが2025年6月3日付で公表した「自己株式の取得に係る事項の変更及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付けプレスリリース(アイシン)」)といい、本自己株式公開買付けプレスリリース(トヨタ自動車)、本自己株式公開買付けプレスリリース(デンソー)及び本自己株式公開買付けプレスリリース(豊田通商)と併せて「本自己株式公開買付けプレスリリース」と総称します。)によると、アイシンは、同日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びアイシンの定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け(アイシン)を行う予定であることを決議したとのことです。

その後、アイシンが2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付条件等の変更及び自己株式取得に係る事項の変更に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(アイシン)」)といい、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(トヨタ自動車)、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(デンソー)及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(豊田通商)と併せて「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース」と総称します。)によると、アイシンは、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株式公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本自己株式公開買付け価格(アイシン)」)といいます。)を、本自己株式公開買付け価格(アイシン)を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け(アイシン)の実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値1,791円(小数点以下を四捨五入。)を上回る場合には1,791円)とすることから、本自己株式公開買付

価格（アイシン）を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（アイシン）の買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値3,078円（小数点以下を四捨五入。）を上回る場合には3,078円）とすることに變更することを決議したとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、アイシンが、本自己株式公開買付け（アイシン）を開始することを前提条件として、当社は、所有するアイシンの普通株式の全部（23,239,227株、アイシン株式所有割合（注18）：3.20%）を本自己株式公開買付け（アイシン）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（アイシン）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（アイシン）及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（アイシン）をご参照ください。

< 中略 >

また、本公開買付けに際して、トヨタ不動産は、本取引検討中における機密保持の観点から、本公開買付けの開始予定の公表以前には、トヨタ自動車及びトヨタグループ3社並びに豊田氏を除く当社株主への本公開買付けに関する説明は行っておらず、当該各当社株主からは、その所有する当社株式について、本公開買付けへの応募の意向の連絡を受けてはいなかったとのことです。公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高める観点で、2025年12月上旬より、保有株式数、応募見込み等を勘案し、複数の当社株主に本公開買付けへの応募を要請し、本日までに、（a）株式会社ジェイテクト（2,002,625株、所有割合：0.67%）、（b）愛知製鋼株式会社（478,305株、所有割合：0.16%）、（c）公益財団法人豊田理化学研究所（119,000株、所有割合：0.04%）、（d）愛三工業株式会社（113,557株、所有割合：0.04%）、（e）トヨタL&F広島株式会社（100,494株、所有割合：0.03%）、（f）トヨタ瑞浪開発株式会社（99,300株、所有割合：0.03%）、（g）大豊工業株式会社（81,500株、所有割合：0.03%）、（h）トヨタ紡織株式会社（33,985株、所有割合：0.01%）、（i）興和株式会社（565,050株、所有割合：0.19%）、（j）浅井産業株式会社（292,500株、所有割合：0.10%）、（k）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（3,922,472株、所有割合：1.31%）、（l）三井住友海上火災保険株式会社（2,619,400株、所有割合：0.87%）、（m）東京海上日動火災保険株式会社（2,019,550株、所有割合：0.67%）（以下、（a）～（m）の株主を総称して「応募意向表明株主」といいます。）から、各応募意向表明株主が所有する当社株式の全て（合計所有株式数：12,447,738株、合計所有割合：4.14%）について、それぞれ本公開買付けに応募する意向があるとの連絡を受けたとのことです。もっとも、公開買付者は、各応募意向表明株主から当該意向の連絡を受けたにとどまり、各応募意向表明株主との間で応募契約を締結したのではなく、各応募意向表明株主において本公開買付けへの応募に関する意向を變更することが制限されるものではないとのことです。

< 中略 >

< 取引のストラクチャー図 >

本書提出日現在

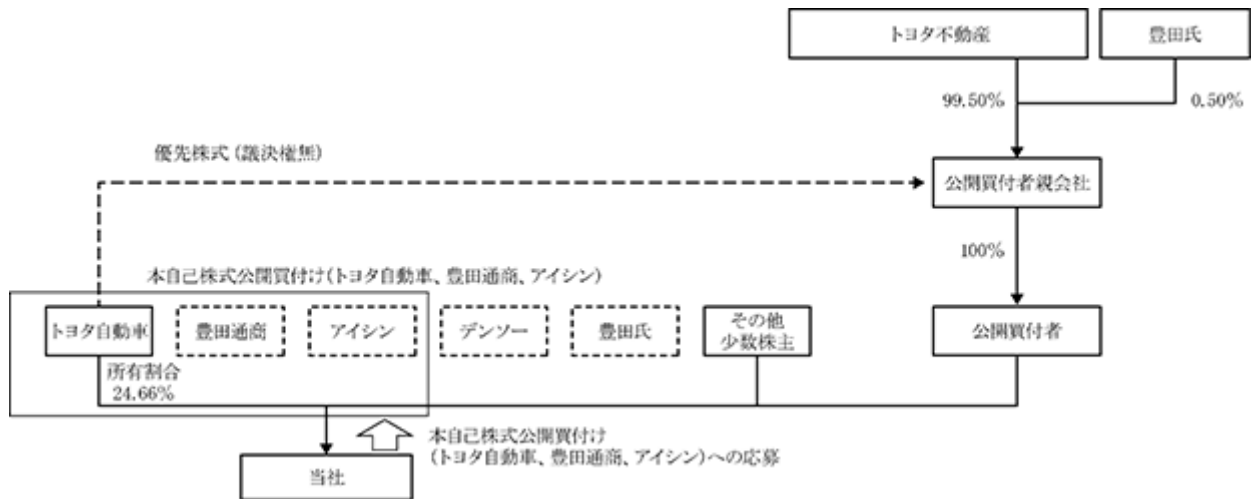
本書提出日現在において、当社株式のうちトヨタ自動車が74,100,604株（所有割合：24.66%）、豊田通商が15,294,053株（所有割合：5.09%）、アイシンが6,578,372株（所有割合：2.19%）、デンソーが14,823,500株（所有割合：4.93%）、豊田氏が141,600株（所有割合：0.05%）、トヨタ不動産が16,291,374株（所有割合：5.42%）、その他の当社株式をその他少数株主が所有しています。また、トヨタ不動産は、2025年6月9日に、公開買付者親会社及び公開買付者を設立しており、公開買付者は、本公開買付対象株式の全てを対象に本公開買付けを実施するとのことです。

トヨタ不動産、トヨタグループ3社及び応募意向表明株主は、所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する意向であるとのことです。

< 中略 >

本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）（～2026年4月中旬又は下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車、豊田通商及びアイシンが本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）を実施し、当社は、所有するトヨタ自動車、豊田通商及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）に応募します。



なお、本自己株式公開買付け（デンソー）に関しては、下記 を参照ください。

本スクイズアウト手続（～2026年5月中旬）

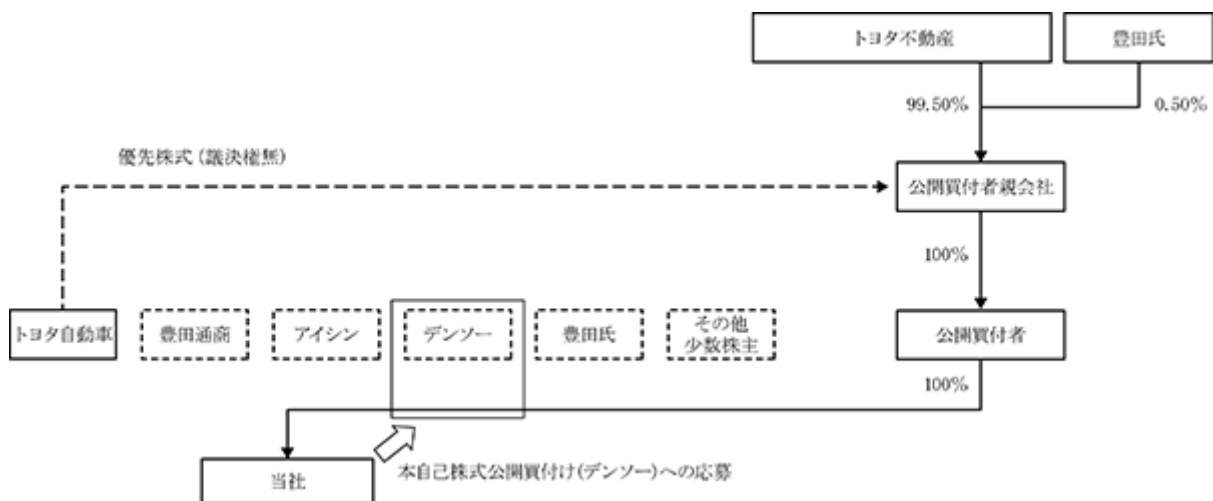
< 中略 >

本自己株式取得（2026年5月中旬又は下旬）

< 中略 >

本自己株式公開買付け（デンソー）（～2026年6月下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソーが本自己株式公開買付け（デンソー）を実施し、当社は、所有するデンソーの株式を本自己株式公開買付け（デンソー）に応募します。



なお、当社の2025年6月3日開催及び2026年1月14日開催の取締役会決議の詳細は、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「（ ）当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定したとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

<前略>

本取引は、本公開買付け、(ア)本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資(トヨタ不動産)及び本優先株式出資並びに本普通株式出資(公開買付者親会社(1回目))、(イ)本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏(以下「豊田氏」といいます。)を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(豊田氏)」といいます。)(注14)及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(公開買付者親会社(2回目))」といいます。)、本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした()トヨタ自動車による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)」といいます。)、()デンソーによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(デンソー)」といいます。)、()豊田通商による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(豊田通商)」といいます。)及び()アイシンによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(アイシン)」といいます。)(以下、()~()を総称して「本自己株式公開買付け」といい、()及び()を総称して「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)」といい、()及び()を総称して「本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)」といいます。)並びに当社による本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)への応募、本公開買付けにより、本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合に当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合(以下「本株式併合」といい、本株式併合により当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。)、本スクイーズアウト手続の完了を条件として当社によって実施されるトヨタ自動車所有当社株式の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)、本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)及び当社による本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)への応募からそれぞれ構成されるということです。なお、本株式併合の詳細については、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

<中略>

()本自己株式公開買付け(アイシン)

アイシンが2025年6月3日付で公表した「自己株式の取得に係る事項の変更及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付けプレスリリース(アイシン)」といい、本自己株式公開買付けプレスリリース(トヨタ自動車)、本自己株式公開買付けプレスリリース(デンソー)及び本自己株式公開買付けプレスリリース(豊田通商)と併せて「本自己株式公開買付けプレスリリース」と総称します。)によると、アイシンは、同日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びアイシンの定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け(アイシン)を行う予定であることを決議したとのことです。

その後、アイシンが2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付条件等の変更及び自己株式取得に係る事項の変更に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(アイシン)」といい、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(トヨタ自動車)、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(デンソー)及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(豊田通商)と併せて「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース」と総称します。)によると、アイシンは、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株式公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本自己株式公開買付け価格(アイシン)」といいます。)を、本自己株式公開買付け価格(アイシン)を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け(アイシン)の実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値1,791円(小数点以下を四捨五入。)を上回る場合には1,791円)とすることから、本自己株式公開買付け価格(アイシン)を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(小数点以下を四捨五入。

但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（アイシン）の買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値3,078円（小数点以下を四捨五入。）を上回る場合には3,078円）とすることに変更することを決議したとのことです。

その後、アイシンが2026年3月2日付で公表した「（開示事項の経過）自己株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース（アイシン）」）といたします。）によると、アイシンは、本自己株式公開買付け（アイシン）を2026年4月28日に予定している2026年3月期第4四半期決算の公表以降に開始することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、アイシンが、本自己株式公開買付け（アイシン）を開始することを前提条件として、当社は、所有するアイシンの普通株式の全部（23,239,227株、アイシン株式所有割合（注18）：3.20%）を本自己株式公開買付け（アイシン）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（アイシン）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（アイシン）、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（アイシン）及び本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース（アイシン）をご参照ください。

< 中略 >

また、本公開買付けに際して、トヨタ不動産は、本取引検討中における機密保持の観点から、本公開買付けの開始予定の公表以前には、トヨタ自動車及びトヨタグループ3社並びに豊田氏を除く当社株主への本公開買付けに関する説明は行っておらず、当該各当社株主からは、その所有する当社株式について、本公開買付けへの応募の意向の連絡を受けてはいなかったとのことです。公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高める観点で、2025年12月上旬より、保有株式数、応募見込み等を勘案し、複数の当社株主に本公開買付けへの応募を要請し、本日まで、（a）株式会社ジェイテクト（2,002,625株、所有割合：0.67%）、（b）愛知製鋼株式会社（478,305株、所有割合：0.16%）、（c）公益財団法人豊田理化学研究所（119,000株、所有割合：0.04%）、（d）愛三工業株式会社（113,557株、所有割合：0.04%）、（e）トヨタL&F広島株式会社（100,494株、所有割合：0.03%）、（f）トヨタ瑞浪開発株式会社（99,300株、所有割合：0.03%）、（g）大豊工業株式会社（81,500株、所有割合：0.03%）、（h）トヨタ紡織株式会社（33,985株、所有割合：0.01%）、（i）興和株式会社（565,050株、所有割合：0.19%）、（j）浅井産業株式会社（292,500株、所有割合：0.10%）、（k）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（3,922,472株、所有割合：1.31%）、（l）三井住友海上火災保険株式会社（2,619,400株、所有割合：0.87%）、（m）東京海上日動火災保険株式会社（2,019,550株、所有割合：0.67%）（以下、（a）～（m）の株主を総称して「応募意向表明株主」）といたします。）から、各応募意向表明株主が所有する当社株式の全て（合計所有株式数：12,447,738株、合計所有割合：4.14%）について、それぞれ本公開買付けに応募する意向があるとの連絡を受けたとのことです。もっとも、公開買付者は、各応募意向表明株主から当該意向の連絡を受けたにとどまり、各応募意向表明株主との間で応募契約を締結したのではなく、各応募意向表明株主において本公開買付けへの応募に関する意向を変更することが制限されるものではないとのことです。

また、本公開買付けの実施に関する公表日である2025年6月3日以降、トヨタ不動産は、当社の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を行ってきたとのことです。その結果、トヨタ不動産は、2026年2月28日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」）といたします。）から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固めたとのことです。このような多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産は、Elliott Advisors (UK) Limited（以下「エリオット」）といたします。）との間においても、当社株式の本公開買付けへの応募について協議をしたとのことです。その結果、トヨタ不動産及びエリオットは、2026年3月1日付で、本応募前提条件（下記「（7）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。）が充足されることを条件として、エリオット及びその関係者が、当社株式20,036,150株（所有割合：6.7%）及び同日以降にエリオット又はその関係者が所有することとなる当社株式（以下「本エリオット所有株式」）といたします。）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」）といたします。）を締結したとのことです。公開買付者は、2026年3月9日までに、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格（下記「（7）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。）

を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、本公開買付価格を20,600円に引き上げる予定とのことです。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、エリオットの関係者であるElliott Investment Management L.P.が提出した2026年2月5日付変更報告書において、同社は当社株式23,251,500株(所有割合:7.7%)を直接又は間接に保有している旨が記載されていますが、エリオットによれば、同社は、2025年12月31日時点で約800億米ドルの運用資産を有しており、通常、その投資に関し、金融機関等との各種アレンジメントを通じて保有、組成、ヘッジ又は資金調達を行っているとのことであり、本エリオット所有株式は、上記の金融機関等との各種アレンジメント等を踏まえ、本応募契約の締結時点において、エリオットが本公開買付けへの応募を確約することができる当社株式の全てであるとのことです。

< 中略 >

<取引のストラクチャー図>

本書提出日現在

本書提出日現在において、当社株式のうちトヨタ自動車が74,100,604株(所有割合:24.66%)、豊田通商が15,294,053株(所有割合:5.09%)、アイシンが6,578,372株(所有割合:2.19%)、デンソーが14,823,500株(所有割合:4.93%)、豊田氏が141,600株(所有割合:0.05%)、トヨタ不動産が16,291,374株(所有割合:5.42%)、その他の当社株式をその他少数株主が所有しています。また、トヨタ不動産は、2025年6月9日に、公開買付者親会社及び公開買付者を設立しており、公開買付者は、本公開買付対象株式の全てを対象に本公開買付けを実施するとのことです。

トヨタ不動産、トヨタグループ3社及び応募意向表明株主は、所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する意向であるとのことです。

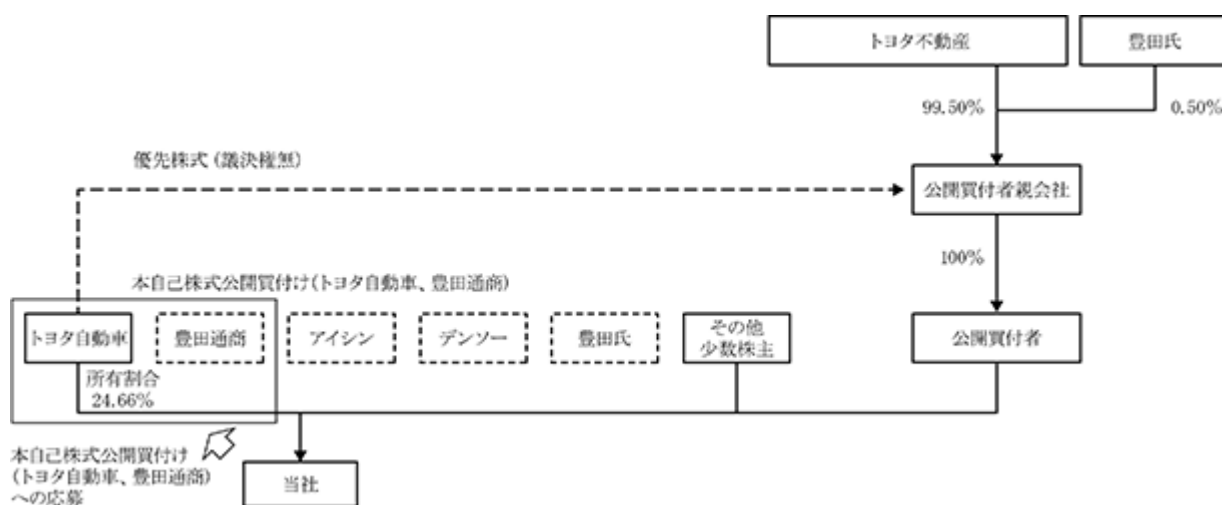
エリオット及びその関係者は、本応募前提条件が充足されることを条件として、本エリオット所有株式を本公開買付けに応募する意向であるとのことです。

< 中略 >

本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)(~2026年5月中旬)

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車及び豊田通商が本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)を実施し、当社は、所有するトヨタ自動車及び豊田通商の株式を本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)に応募します。

なお、本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)に関しては、下記を参照ください。



本スクイズアウト手続(~2026年6月上旬又は中旬)

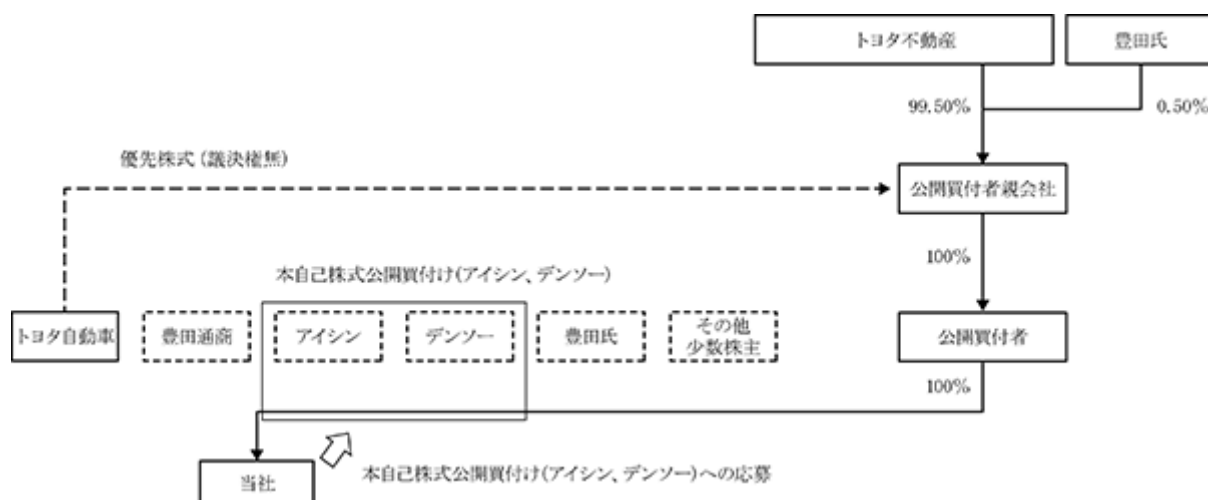
< 中略 >

本自己株式取得(2026年6月中旬)

< 中略 >

本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）（～2026年6月下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソー及びアイシンが本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）を実施し、当社は、所有するデンソー及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）に応募します。



< 中略 >

なお、当社の2025年6月3日開催及び2026年1月14日開催の取締役会決議の詳細は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「()当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定していただいたこととす。

その後、公開買付者は、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定したとす。

< 後略 >

(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

()本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(訂正前)

トヨタ不動産によれば、公開買付期間は、20営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を31営業日に変更しているとのこととす。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されているとのこととす。また、トヨタ不動産は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのこととす。

(訂正後)

トヨタ不動産によれば、公開買付期間は、20営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様による本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を31営業日に変更しているとのことでした。また、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様による本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を41営業日に変更しているとのことでした。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されているとのことでした。また、トヨタ不動産は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、当社の株主の皆様による本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことでした。

(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
(訂正前)

<前略>

本公開買付合意書

<中略>

(注9) 本公開買付合意書において、() 書面により終了を合意した場合、() 本基本契約が解除その他の理由により終了した場合、() 本公開買付けが2026年3月31日(当社、トヨタ不動産及び公開買付者の間で別途合意した場合にはその日)までに開始されなかった場合、() 本公開買付けが開始されたが成立せずに終了した場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本公開買付合意書は自動的に終了するものとされております。

(訂正後)

<前略>

本公開買付合意書

<中略>

(注9) 本公開買付合意書において、() 書面により終了を合意した場合、() 本基本契約が解除その他の理由により終了した場合、() 本公開買付けが2026年3月31日(当社、トヨタ不動産及び公開買付者の間で別途合意した場合にはその日)までに開始されなかった場合、() 本公開買付けが開始されたが成立せずに終了した場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本公開買付合意書は自動的に終了するものとされております。

本応募契約

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2026年3月1日付で、エリオットとの間で、以下の内容を含む本応募契約を締結したとのことでした。なお、トヨタ不動産は、本公開買付けに関して、本応募契約以外に、エリオットとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外にトヨタ不動産又は公開買付者からエリオットに対して供与される利益は存在しないとのことでした。

() エリオット及びその関係者が、(a) 適用法令に定める手続きに基づき本公開買付価格が20,600円以上の価格(以下「本変更後公開買付価格」という。)に変更されること、(b) トヨタ不動産が、2026年3月2日付で、本応募契約を締結したこと及び本公開買付価格を20,600円に変更する意図を有していることを開示すること、並びに、(c) エリオットによる本応募(以下に定義する。)が法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反しないこと(但し、当該違反が、エリオット又はその関係者が生じさせたもの又はその責めに帰すべきものである場合は除く。)((a)、(b)及び(c)を総称して、「本応募前提条件」という。)を条件として、以下の義務を負うこと。

- ア．本エリオット所有株式の全てを、本公開買付けに応募し（以下「本応募」という。）、本応募を撤回しないこと。
- イ．当社株式に対する公開買付けを開始又は支援しないこと。
- ウ．本取引に関し、当社株式を対象とする株式買取請求権その他これに類する権利を行使しないこと。
- （ ）本応募契約は、2026年3月9日までに本公開買付け価格が20,600円以上の価格に変更されない場合、又は、2026年4月14日までに本公開買付けが成立しない場合には、終了すること。

以 上